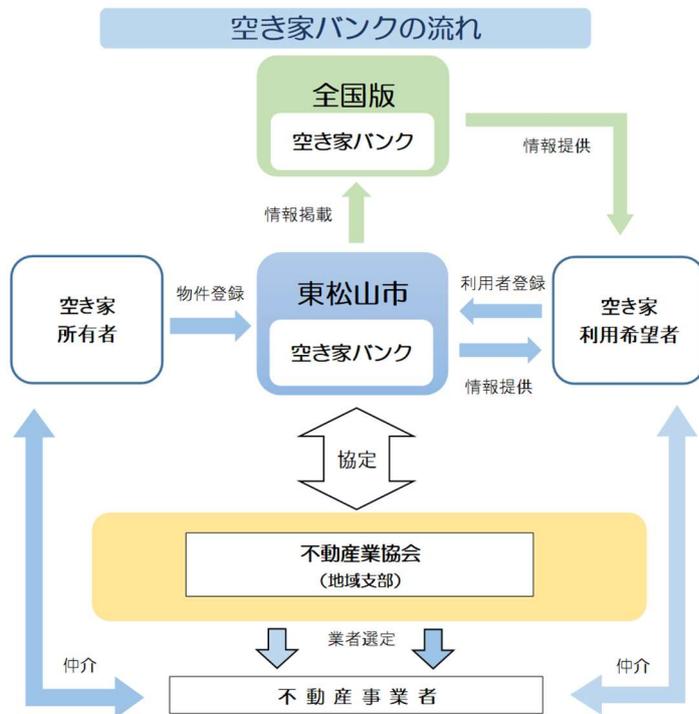


東松山市空き家バンク 利用（購入・賃貸）申込みのご案内

1. 空き家バンクとは

空き家バンクとは、空き家の売却や賃貸を希望する所有者に空き家を登録してもらい、市がホームページや全国版空き家バンクなどを通じて情報提供することで、空き家の利用（購入・賃貸）を希望する方とのマッチングを行う制度です。



2. 登録の流れ



①利用申込み

空き家利用者が、市に申込書を提出します。

②媒介業者へ通知

市が申込書の提出があったことを媒介業者へ通知します。

※媒介業者は、公営財団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の会員から選定されます。

③交渉・契約

通知を受けた媒介業者は、空き家所有者と空き家利用者との交渉・契約を媒介します。

※市は、交渉や契約に直接関与しません。

3. 登録申請のご案内

- 登録されている空き家
→個人が東松山市内に所有する住宅及びその敷地
- 利用申込みができる方
→登録されている空き家の購入や賃借を希望する方
- 利用申込みに要する費用
→無料(なお、契約が成立した場合には、媒介業者に法律で定められた媒介報酬を支払う必要があります。)

【申請書類】

空き家バンクに登録された物件の利用（購入・賃貸）を希望する方は、空き家バンク利用申込書（様式第8号）を提出してください。

- 空き家バンク登録利用申込書（様式第8号）

4. 空き家バンクのメリット

①登録した空き家を広く周知することができる

空き家バンクに登録した空き家を市のホームページや全国版空き家バンクなどで公開することにより、広く周知することができます。そのため、空き家バンクに登録された物件は高い確率で成約されています。



売却希望物件一覧
【市HP】



賃貸希望物件一覧
【市HP】



全国版空き家バンク
【アットホーム】



全国版空き家バンク
【ホームズ】

②媒介する業者の選定がスムーズに行える

市では、公益財団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と協定を締結しています。空き家所有者と空き家の利用を希望する方の交渉や契約については、協会が協会の会員である業者を選定し、当事者間の媒介を行います。

※市は、交渉や契約に直接関与しません。

③市外から移住される方が空き家を利用(購入・賃貸)する場合は、補助金制度があります

空き家バンクに登録された空き家を市外から移住する方が利用(購入・賃貸)する場合は、補助金制度があります。



移住促進空き家活用補助金
交付制度【市HP】

【申請・問合せ先】

東松山市役所 都市計画部住宅建築課
TEL0493-21-1464
FAX0493-24-8857